

議第19号

平成24年度京都市水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成24年度京都市水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年間総給水量		197,465,000 ^{m³}	
1日最大給水量		592,000	
1日平均給水量		541,000	
期首使用者数		748,000 ^件	
期末使用者数		751,900	
増加見込数		3,900	
主要な建設改良事業			
上水道施設整備事業		9,800,000 ^{千円}	水道施設の増強及び整備
鉛製給水管単独取替事業		3,000,000	鉛製給水管の取替え

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	29,435,000千円
第1項 営業収益	29,268,374千円
第2項 営業外収益	166,626千円

支 出

第1款 水道事業費用	34,534,000千円
------------	--------------

第1項	営業費用	24,995,206千円
第2項	営業外費用	4,670,794千円
第3項	特別損失	4,858,000千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,826,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額536,203千円及び損益勘定留保資金等15,289,797千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	15,095,000千円
第1項	企業債	13,564,000千円
第2項	出資金	73,000千円
第3項	工事負担金	408,708千円
第4項	加入金	439,031千円
第5項	基金収入	9,400千円
第6項	基金繰入金	600,000千円
第7項	その他資本的収入	861千円

支 出

第1款	資本的支出	30,921,000千円
第1項	建設改良費	13,152,042千円
第2項	企業債償還金	17,749,558千円
第3項	投資	9,400千円
第4項	予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のと

おりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上水道施設整備事業	平成25年度から平成27年度まで	千円 8,683,000
鉛製給水管単独取替事業	平成25年度	180,000
諸 施 設 整 備	平成25年度及び平成26年度	300,000
水道メーター点検業務	平成25年度から平成27年度まで	714,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道施設整備事業費	千円 6,411,000	発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
鉛製給水管単独取替事業費	1,800,000			
借換企業債(補償金免除繰上償還分)	2,617,000			
計	10,828,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、700,000千円と定める。

平成24年2月24日提出

京都市長 門川大作